平成２８年（フ）第７８号
福岡県久留米市諏訪野町2378番地　高木第２ビル308号、前住所福岡県久留米市江戸屋敷２丁目19番２号　クレールＢ206号
債務者　中村　泰子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２０号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3124番地26
債務者　小川　喜子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６４号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野丙2422番地１
債務者　山本由紀子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６５号
佐賀県伊万里市伊万里町甲484番地７
債務者　榊　　慎一
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙516番地２
債務者　酒吟処金魚こと　浦　　松由
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙516番地２
債務者　酒吟処金魚こと　浦　　道代
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７０号
佐賀県鹿島市大字高津原975番地１
債務者　釘尾　珠美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山甲2224番地１
債務者　田崎　艶子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３９号
宮崎県都城市広原町12号３番地３　ライトプレイス301号
債務者　山元　健路
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３４号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地４　県営住宅三ツ枝Ｂ団地８棟403号
債務者　甲斐美智子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８７号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目38番３号（ストークマンション306号）
債務者　宮城　一晴
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１００号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目16番Ａ－２－808号
債務者　松原美代子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９０号
福井県鯖江市住吉町２丁目７番６号、旧住所神奈川県横浜市西区浅間町４丁目334番地５ＢＡＹＳＩＤＥ8827―203号
債務者　大森　良明
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
福井市渕２丁目1506番地　山一ビル304
債務者　寺坂十四朋
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
宮崎市大字本郷南方3949番地２
債務者　落合　　忍（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５４９号
千葉県松戸市小金原５丁目20番地の１　ハイツオオクマＢ―106号
債務者　田中　俊雄
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５５０号
千葉県松戸市小金原５丁目20番地の１　ハイツオオクマＢ―106号
債務者　田中　昌子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部